

江東西あおいろ会報

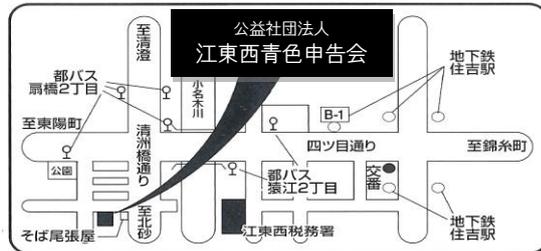
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiairo.jp/> ホームページが新しくなりました



支部再編について

公益社団法人江東西青色申告会

会長 大村 彰男

前略、会員の皆様方におかれましては、決算確定申告時期を迎え準備はお済でしょうか。当会では、決算申告相談は完全予約制となっておりますのでお済でない方は早めのご予約をお願いいたします。

さて、当会では以前 30 の支部（業種部会を含む）がありましたが、会員の減少とともに、現在では 10 支部（業種部会を含む）で活動を行ってまいりました。支部間にも活動状況の差が生まれ、また支部の無い地域も多くなってまいりました。

このままでは、支部活動のさらなる減少や後継役員の発掘の問題など、当会の存続にかかわることと憂慮し、平成 30 年度より大きく下記の 5 つの地域に分けて支部活動を行っていくことといたしました。

【支部の管轄】 皆様の住所地または事業所地によって以下の 5 つの支部に変更します

- 第 1 支部 塩浜・豊洲・枝川・辰巳・潮見・東雲・有明・青海・新木場・夢の島・若洲
- 第 2 支部 佐賀・福住・永代・富岡・門前仲町・牡丹・古石場・越中島・深川・冬木・木場・東陽
- 第 3 支部 平野・三好・清澄・白河・新大橋・常盤・高橋・森下
- 第 4 支部 住吉・猿江・毛利・扇橋・千田・石島・千石・海辺
- 第 5 支部 業種支部・深川地区以外

【変更点】

- ・ すべての会員の皆様にお配りしております会報を、メール便（または郵便）でお送りします
- ・ 会費の納入方法は金融機関からの口座引落のみとなります
- ・ 管轄の支部より支部活動のご案内をさせていただきます

なお、青色申告会の現在行っている相談業務・サービス等の変更はございません。今までと変わらずご利用いただけます。

会員の皆様におかれましては、平成 30 年度より支部会員となり、新たな活動をお願いさせていただきます。今後、会報の中に支部活動のご案内が入りましたらご理解とご協力いただき、ぜひご参加下さいますよう重ねてお願い申し上げます。



今からする確定申告準備

確定申告書の書き方

確定申告書 B 第一表

※ 使用用途が少ない所はスペースの関係上割愛させて頂いております。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

税金の計算

課税される所得金額 ⑳

⑨ 所得金額 から ㉕ 所得から差し引かれる金額 を引いたもの
※ 1,000円未満の端数は切り捨て

上の㉖に対する税額 ㉗
所得税の表にしたがって税額を計算

差引所得税額 ㉘

上の㉗から ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷ を引いたもの
㉗ - ㉚ - ㉛ - ㉜ - ㉝ - ㉞ - ㉟ - ㊱ - ㊲ - ㊳ - ㊴ - ㊵ - ㊶ - ㊷ 計算結果
※ 赤字の場合は [0] を記入

再差引所得税額 ㉜

㉘ - ㉙ 災害減免額の金額を記入

復興特別所得税額 ㉝

㉜ 再差引所得額に 2.1% を掛けた金額

所得税及び復興特別所得税の額 ㉞

㉜ + ㉝ の金額

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉟

給与、報酬、年金等にかかった源泉徴収税額及び復興特別所得税の合計

所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ㊱

㉞ - ㉟ の金額
※ 計算結果がプラス時は 100円未満を切り捨て [00] を記入
マイナスの時は頭に [△] をつける

その他

青色申告特別控除額 ㉟

青色申告制度の要件

- ・ 1年間の収入金額、必要経費等を正しく記帳、計算する
- ・ 受けとった領収書等や作成した請求書等を保管

上記の要件を満たしもの 10万円

上記の要件プラス正規の簿記の原則に従い記帳し、それに基づき貸借対照表・損益計算書を確定申告書に添付し、控除額を記載して期限内に提出したもの 65万円

下期反省会

場所: BLUE OCEAN CAFF (ブルーオーシャンカフェ)

日時: 3月29日(木) 18:30~

住所: 江東区住吉2-2-4

料金: 3,000円

申込先: 青年部副部長 和泉まで
090-5551-5397

2	January
5 mon	異業種交流会
3	March
29 thu	下期反省会

電話でのお申込みお問い合わせ

公益社団法人 江東西青色申告会
03-3649-4178
又は 青年部 副部長 和泉 090-5551-5397

青年部からのお知らせ

青年部では部員を募集しています。青色申告の普及、街の発展に役立つ企画をしてみませんか。一緒に行事・勉強会をつくり上げる人を募集しています。質問でも構いません。一度ご連絡ください。

各会議・行事 べり報告

1月

- 9 (火) 三役会(会長:大村彰男)
- 10 (水) 高森八名川支部広報活動(支部長羽入田久男)
- 11 (木) 税理士会との協議会
本年の所得税及び消費税の確定申告を電子申告により行う場合の事項について協議が行われ、東京税理士会江東西支部と当会は互いに了承し、「覚書」を取り交わしました。
- 17 (水) 創青部カラオケ会 部長 町野幸史
参加者12名で開催いたしました。
- 18 (木) 3部長会議
加藤女性部長、白田青年部長、町野創青部長の3名で会議を行い、各部の活動と今後について話し合いが行われました。
- 19 (金) 組織広報委員会(委員長野島和博)
今年度の事業報告をし、次年度事業計画・支部再編について検討いたしました。
- 24 (水) ホームページ勉強会(委員長野島和博)
- 25 (木) 理事会(会長:大村彰男)
- 27 (土) 支部長会議(委員長野島和博)
支部再編について検討いたしました。
- 29 (月) 新年賀詞交歓会(会長:大村彰男)
- 31 (水) 創青部健康体操(部長:町野幸史)

新年賀詞交歓会および 協力要請状交付式

当会では1月29日(月)、ティアラこうとうにおいて、新年賀詞交歓会を開催いたしました。

当日は、江東西税務署長菅原様、東京都江東都税事務所長木下様をはじめ、多くのご来賓と会員の皆様にお集まりいただきました。

また開会に先立ち、本年も江東西税務署の申告書作成会場である築地合同会場において、青色申告制度の説明等を行う「青色コーナー」が設置されることに伴い、江東西税務署長より「協力要請状」の交付が行われました。



これからの予定

2月

- 2 (金) 会計報告会
- 5 (月) 三役会
- 5 (月) 青年部異業種交流会
- 6 (火) 青色コーナー運営委員会
- 13 (火) 確定申告広報出陣式
- 13 (火) 役員選考委員会
- 14 (水) 創青部カラオケ会
- 21 (水) 理事会
- 28 (水) 創青部健康体操

3月

- 14 (水) 創青部カラオケ会
- 16 (金) 創立記念日でお休みとなります
- 20 (火) 理事会
- 22 (木) 3部長会議
- 23 (金) 青年部正副兼事業委員会
- 28 (水) 創青部健康体操・懇親会
- 29 (木) 青年部下期反省会
女性部料理教室

3月号会報はお休みさせていただきます

事務局からのお知らせ

【会費の納入方法の変更について】

次年度4月以降の会費の納入方法について、すべての会員の皆様方に、口座振替をお願いさせていただくことになりました。まだ提出がお済みでない方は、お早めに当会までお送り下さい。お手数をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

女性部からのお知らせ

料理教室のお知らせ

ハッピーアワーお好み焼き教室を開催致します。皆様お誘い合わせの上、お気軽にご参加下さい。

日時 3月29日(木) 17時30分～(10分前集合)

場所 オタフク(株)東京本部ビル

江東区木場5-6-11 (木場公園そば)

会費 会員500円 非会員700円

(開催日1週間前まではキャンセル可)

人数 20名(少人数の場合中止になる可能性あり)

持ち物 エプロン・三角巾

締切 3月10日(土)

お申込みは女性部長加藤まで

080・3240・9977

固定資産税等の軽減措置について

東京都主税局から、固定資産税等の軽減措置の継続について平成30年度も継続することが発表されました。会員の皆様の継続要望運動に対するご協力に御礼を申し上げます。

以下 東京都主税局ホームページ

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/08.html> より抜粋

固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の軽減措置について、次のとおり継続することとしましたので、お知らせします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
 2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
 3. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置
 4. 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
 5. 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 1から3については、平成30年度においても継続します。
 - 4については、平成32年度まで継続します。
 - 5については、適用期限を平成31年度末まで(※)2年延長します。

※ 国において延長される見込みである地方税法上の措置(耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額)と同様の適用期限としています。

なお、軽減措置の概要は別紙のとおりです。

- 上記1については、平成30年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。
- 上記3及び4については、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続きをする予定です。

問い合わせ先
主税局税制部税制課
電話 03-5388-2949